

## 松伏町教育委員会 拠点校方式による部活動実施要項

### 1 目的

松伏町の町立中学校に在籍する生徒に対し、文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、スポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するため、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施する。本制度は、在籍校に希望する部活動がない生徒への救済措置として、勝利至上主義を目的とせず、参加機会の確保を主眼とするものであり、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、持続可能な部活動の実現を図る。

### 2 実施要件

生徒が拠点校部活動へ参加できるのは、原則として在籍校に希望する部活動が設置されていない場合に限る。

### 3 事業主体および実施主体

- (1) 本事業の事業主体は、松伏町教育委員会とする。
- (2) 本事業の実施主体は、松伏町立中学校とする。
- (3) 拠点校部活動として実施する部活動については、原則として毎年度、事業主体と実施主体が協議の上、決定する。

### 4 実施期間

原則1年間（年度単位）を基本とするが、継続も可とする。特に、公式な大会等へ参加する際、希望する生徒の参加が妨げられることのないよう留意する。

### 5 実施申請

- (1) 拠点校部活動の実施を希望する学校の校長は、教育委員会に拠点校部活動実施申請書（様式第1号）を提出し、教育長の承認を受ける。
- (2) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書兼保護者同意書（様式第2号）を在籍校の校長に提出する。校長は承認後、当該様式の写しを保護者に返却する。
- (3) 在籍校の校長は、参加希望生徒が「参加条件」に該当していることを確認し、拠点校の校長に拠点校部活動参加生徒受入依頼書（様式第3号）を提出する。
- (4) 拠点校の校長は、在籍校の校長の申請に基づき、拠点校部活動の参加を承諾するときは、教育委員会及び在籍校の校長に拠点校部活動実施承諾書（様式第4号）を提出する。
- (5) 教育委員会は、拠点校及び在籍校の申請等に基づき、拠点校部活動の実施を決定するときは、拠点校部活動実施決定書（様式第5号）を拠点校及び在籍校の校長に送付する。

## 6 参加生徒の条件

拠点校部活動に参加できる生徒の条件は次のとおりとする。

- (1) 在籍校に希望する部活動が設置されていないこと。
- (2) 在籍校及び拠点校の両方の学校長が、生徒が拠点校部活動へ参加することを承認していること。
- (3) 参加生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに同意していること。
- (4) 在籍校から拠点校、自宅から拠点校、拠点校から自宅への移動については、保護者の責任において行うこと。なお、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とする。
- (5) 参加生徒の(4)に示す移動は、学校職員の引率を必要としないこと。

## 7 参加生徒の活動について

- (1) 生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- (2) 拠点校への移動は徒歩または自転車を原則とし、必要に応じて保護者の送迎・公共交通機関を利用する。移動にかかる責任は保護者の責任とする。
- (3) 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 参加生徒またはその保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- (6) 土日祝日及び長期休業中の活動は、拠点校の活動に準ずる。
- (7) 当面の間、検証期間を除いて平日の拠点校部活動は行わないこととする。
- (8) 将来的に平日活動を行う場合の条件は、長期休業を除き1時間以上の活動時間を確保できる3月から9月までの間とし、週4日以内とする。それ以外の時期はオフシーズンとする。
- (9) 上記に定めるもののほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

## 8 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡を取り合うものとする。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

## 9 試合参加

- (1) 中体連の主催各大会等への参加にあたっては、中体連および大会主催者が定める規定、大会要項に従う。
- (2) 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

## 10 事故への対応

- (1) 抱点校部活動への参加に関連する生徒指導等については、原則として在籍校が中心となり、必要に応じて抱点校と連携して対応するものとする。(活動中の事故対応を除く)
- (2) 抱点校部活動の活動中における事故対応や生徒指導等については、原則として抱点校が中心となり、必要に応じて在籍校と連携して対応するものとする。
- (3) 抱点校部活動への移動中における事故対応や生徒指導等については、生徒の安全を第一に、在籍校と抱点校が協力し対応するものとする。
- (4) 活動中の事故及び移動中の事故（交通事故を除く）に際しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。
- (5) 交通事故の対応については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付請求事務ガイドブックに基づくこととする。

## 11 その他

- (1) 当該年度の抱点校部活動の実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 抱点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（教頭、主幹教諭、教務主任、部活動担当等）を決めておく。